

青木健議員に対する議員辞職勧告決議

令和4年4月28日に選挙人名簿等流出に係る第三者委員会の報告書が公表された。同委員会では本件の情報流出が発生した主な原因は、関係当事者の遵法意識の欠如、関係当事者の馴れ合い意識、町としての情報管理体制の不備にあると結論付けられた。そして、速やかに関係当事者に対する刑事告発及び損害賠償請求を行うことを望むとある。

同報告書は、青木健議員に関して、被買収罪の嫌疑が拭えないものと判断された。第三者委員会の報告書は、第三者の客観的な意見として、真鶴町議会も重く受け止めなければならないと考える。

青木健議員には、第三者委員会からかけられた被買収罪の嫌疑を晴らすべく、自ら刑事事件として警察・司法の判断を受けるよう強く求める。

また、報告書で、渡された選挙人名簿の抄本のコピーについても、そのまま証拠物件として返却することを行わず、焼却したといった説明がなされたけれども、それは真実でも虚偽でも極めて問題がある行為であると指摘されているように、真鶴町議会としても看過できるものではない。

報告書で明らかになった事実として、提供された選挙人名簿は、申請すれば閲覧できる選挙人名簿ではなく、投票状況の記載された閲覧不可のものであった。青木健議員は投票状況が記載されたものとは気づかなかつたと発言しているが、名簿に「レ」チェックされていたということまで記憶されていることから、言い訳の余地はないものとする。これは、公明かつ適正な選挙を妨害するものであり、民主主義の基礎を掘り崩す前代未聞の重大な問題である。

よって、真鶴町議会は、町議会基本条例及び町議会政治倫理条例に鑑み、青木健議員に対して町議会議員を直ちに辞職するよう強く勧告する。

以上、決議する。

令和4年6月3日

真鶴町議会

岩本克美議員に対する議員辞職勧告決議

令和4年4月28日に選挙人名簿等流出に係る第三者委員会の報告書が公表された。同委員会では本件の情報流出が発生した主な原因は、関係当事者の遵法意識の欠如、関係当事者の馴れ合い意識、町としての情報管理体制の不備にあると結論付けられた。そして、速やかに関係当事者に対する刑事告発及び損害賠償請求を行うことを望むとある。

同報告書は、岩本克美議員に関して、被買収罪の嫌疑が拭えないものと判断された。第三者委員会の報告書は、第三者の客観的な意見として、真鶴町議会も重く受け止めなければならぬと考える。

岩本克美議員には、第三者委員会からかけられた被買収罪の嫌疑を晴らすべく、自ら刑事事件として警察・司法の判断を受けるよう強く求める。

また、報告書で、渡された選挙人名簿の抄本のコピーについても、そのまま証拠物件として返却することを行わず、ちぎって生活用ごみに混ぜて捨てたといった説明がなされたけれども、それは真実でも虚偽でも極めて問題がある行為であると指摘されているように、真鶴町議会としても看過できるものではない。

報告書で明らかになった事実として、提供された選挙人名簿は、申請すれば閲覧できる選挙人名簿ではなく、投票状況の記載された閲覧不可のものであった。これは、公明かつ適正な選挙を妨害するものであり、民主主義の基礎を掘り崩す前代未聞の重大な問題である。

岩本克美議員は、中身をよく確認もしないまま処分してしまったというが、3回に分けてちぎって家庭ごみに混ぜて処分していたのであるから、この事実に気が付かない道理はないのではないかと。都合の悪いことは「記憶に無い」とする姿勢は、議員としての資質を疑う。

よって、真鶴町議会は、町議会基本条例及び町議会政治倫理条例に鑑み、岩本克美議員に対して町議会議員を直ちに辞職するよう強く勧告する。

以上、決議する。

令和4年6月3日

真鶴町議会